

協議第12号

「合併の方式」及び「合併の時期」に係る協議の取扱いについて

「合併の方式」及び「合併の時期」について、今後の協議を行う上で次のとおり各々想定を置くことについて協議を求める。

- 1 合併の方式は、南足柄市域を小田原市に編入する編入合併とする。
- 2 合併の時期は、平成32年度中とする。

平成29年1月24日提出

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する
任意協議会 会長 加藤 憲一

【調整理由】

○ 「合併の方式」の想定を編入合併とする理由

合併する自治体間に規模の差がある場合、小規模な側の自治体における住民自治や行政参画を保障することが課題となるが、編入合併を想定することにより、市町村の合併の特例に関する法律等に基づく特例措置の活用を念頭に置いた対応策を十分に検討することができるため。なお、新設合併を想定した場合には、小規模自治体側に懸念されるデメリットやその解消策を十分に検証することができない。

また、合併に伴う市民生活への影響及び行政の停滞を最小限に止めるほか、人口や財政規模の差、また、都市機能の集積度合い等の県西地域における中枢性なども総合的に勘案すれば、編入合併を選択することが他事例から見ても一般的であるため。

○ 「合併の時期」の想定を平成32年度中とする理由

任意協議が平成29年度半ばに終了し、平成30年度に法定協議会が設置された場合、以後、合併に係る法定手続き、各種事務事業の統合準備のほか、市民生活への影響等に関する広報等に2年から3年の期間を要すると見込まれるため。

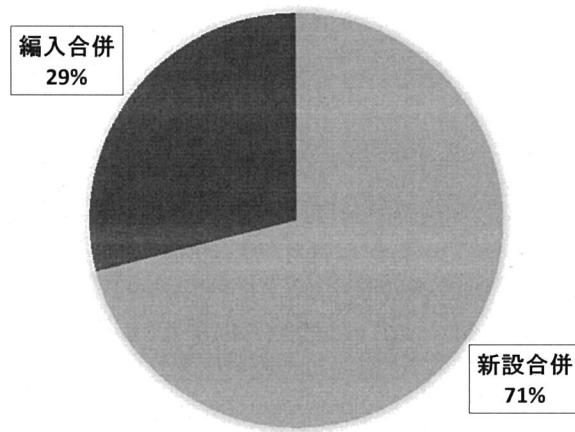
「合併の方式」に係る検討資料（新設合併と編入合併の違い）

区分	新設合併	編入合併
定義	2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くことで市町村の数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの。
法人格	両市の法人格が消滅し、新たな法人格が発生する。	編入される市の法人格が消滅する。
市の名称	新たに定める。	(規定なし)
事務所(本庁舎)の位置	新たに定める。	(規定なし)
特別職職員 (市長、副市長、各種審議会委員等)	両市の特別職職員は、全て失職する。 合併から50日以内に、新市の市長選挙を行う。 新市の市長以外の特別職職員は、新市の議会で同意を得る。	編入される市の特別職職員は、全て失職する。
一般職職員	両市の職員は、全て失職するが、引き続き合併後の市の職員としての身分を保有するよう措置される。	編入された市の職員は、全て失職するが、引き続き編入する市の職員としての身分を保有するよう措置される。
議会の議員	両市の議員は、全て身分を失う。 あらかじめ新市の議員定数を定め、合併から50日以内に、設置選挙を行う。 <特例措置> 両市の議員の身分について、特例措置(在任特例)を適用できる。	編入される市の議員は、全て身分を失う。 <特例措置> 編入される市の議員の身分について、特例措置(在任・定数特例)を適用できる。
条例・規則	両市の条例・規則は全て失効する。	編入される市の条例・規則は全て失効する。
予算編成	合併後、選挙により市長及び議員が選出され、議会が設置されるまでの間は、暫定予算を編成し、予め定めた職務代理者が執行する。	(規定なし) 先行例では、編入される市に関する予算については、協議結果に従い、編入する市の市長が専決処分し執行している。

他事例における合併の方式の選択状況(H11.4.1以降)

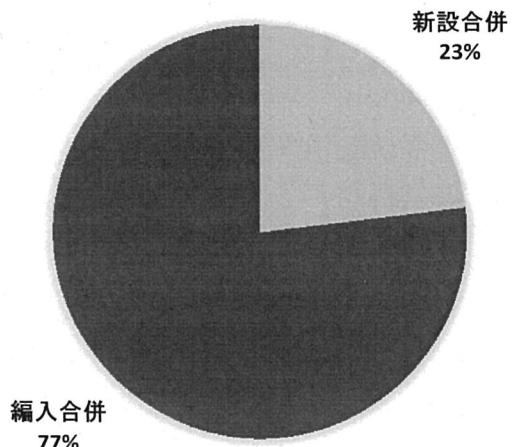
1. 全合併事例(649件)における状況

合併の方式	件数
新設合併	461
編入合併	188
計	649



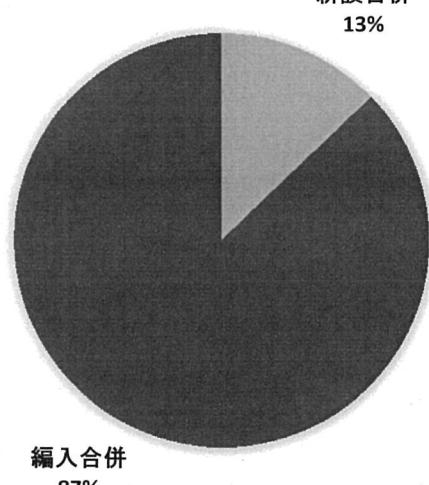
2. 施行時特例市を含む合併事例における状況

合併の方式	件数
新設合併	6
編入合併	20
計	26



3. 中核市若しくは施行時特例市を含む合併事例における状況

合併の方式	件数
新設合併	9
編入合併	61
計	70

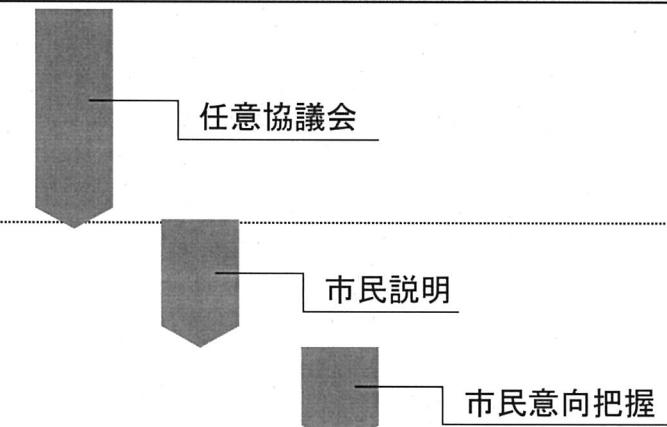
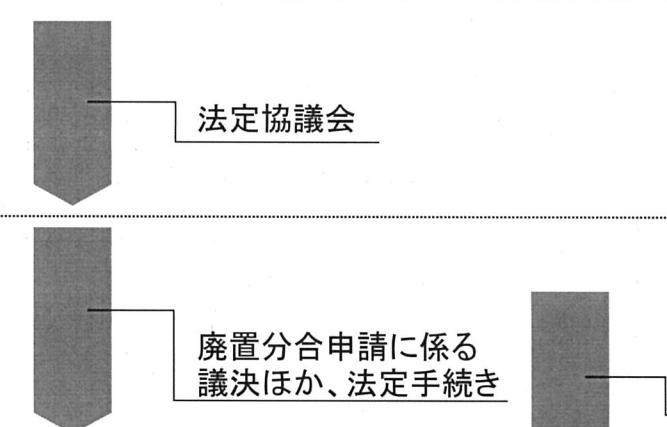
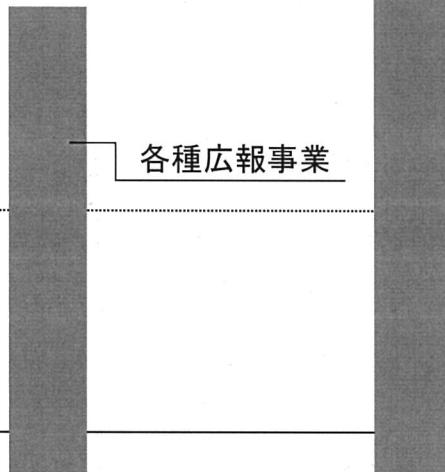
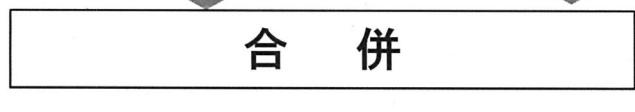


「編入合併」を選択した理由

(施行時特例市以上、平成11から17年度まで)

	規模等					中枢性			その他			
	自治体規模	人口	面積	財政規模	サービス水準	広域の中心	自治体種別	都市機能	産業経済	合併経費	協議の経緯	過去の合併経緯
函館市		●		●					●			
八戸市	●									●		
盛岡市						●		●				
秋田市	●						●					
水戸市	●				●							
つくば市	●			●								
前橋市						●						
高崎市				●		●		●				
さいたま市											●	
柏市		●										
新潟市	●											
相模原市					●		●					
長岡市						●						
上越市		●		●	●							
福井市		●										
甲府市	●											●
長野市	●											
松本市	●					●						
岐阜市							●				●	
静岡市		●										
浜松市	●											
沼津市		●		●								
岡崎市	●			●		●	●	●				
豊田市	●					●	●	●				
四日市市							●					
大津市		●	●	●								
京都市	●			●							●	
堺市	●											
姫路市	●											
奈良市												
鳥取市		●										●
岡山市		●					●					●
倉敷市	●											
広島市	●			●								
呉市	●			●								
福山市		●	●	●	●							●
高松市	●					●	●		●			
松山市	●											●
高知市		●					●					
久留米市										●		
長崎市		●		●								
佐世保市		●								●		
大分市		●							●			
鹿児島市		●		●								
	10	24	2	13	4	8	8	4	2	3	3	5

合併までの手続き及び準備事務等の時期想定

年度	手続き・準備事務等
H29年度	 <p>任意協議会</p> <p>市民説明</p> <p>市民意向把握</p>
H30年度	 <p>法定協議会</p> <p>廃置分合申請に係る 議決ほか、法定手続き</p> <p>事務統合等準備事務</p>
H31年度	 <p>各種広報事業</p> <p>事務統合等準備事務</p>
H32年度	 <p>合併</p>